

平成29年度 第2回 酒田市景観審議会 議事録

日 時：平成29年8月3日（木） 午後1時30分～午後2時20分

場 所：酒田市役所 7階 703会議室

出席者：遠山 茂樹 会長、齋藤 ゆみ 委員、佐藤 恒夫 委員、佐藤 江理子 委員、芝田 清子 委員、
梅津 勘一 委員、村上 成起 委員、市原 栄子 委員、後藤 泉 委員、高橋 正和 委員
以上10名

欠席者：西村 修 副会長、佐藤 浩和 委員、渡部 芳久 委員、高橋 剛 委員 以上4名

酒田市：酒田市副市長、企画振興部長

事務局：企画振興部 都市デザイン課

一般傍聴：1名

1. 開 会 事務局より、本審議会が開会要件を満たしていることを報告。

2. 諮 問 矢口副市長より遠山会長へ諮問書を提出。

3. あいさつ 矢口副市長

4. 審 議

○審議案件

議題1号 酒田市景観計画の変更について

議 長

これより、酒田市景観審議会の審議を始めます。今回、市長より本審議会に諮問されました案件は、議題1号酒田市景観計画の変更となっております。案件について事務局の説明をお願いします。

事務局

(案件を説明)

議 長

ただいまの説明に対し、ご質問やご意見などがございましたらお願いします。

委 員

地域住民の方々や自治会長とワークショップを開催したり、説明会を行なってきたとありましたが、地域の飲食店の方々など店舗を開いている方が多い地区だと思いますが、そういった方々がどの程度説明会に参加してきたのかお聞きしたい。

事務局

説明会につきましては、商店街の方々は時間の都合がつかなく、おいでいただくことが難しいことから、組織の代表の方にお申し立てして、時間の都合の良いときに当方から出向いて、意見交換をさせていただきました。回数ですけれども、台町振興会は1回、台町日吉振興会は4回意見交換を設けさせていただきました。

委 員

重点地域に指定されているエリアを見ますと、日和山公園から神社仏閣、それから歓楽街の飲食店とかなり条件が違う部分がいっぱい入っているものですから、本来であれば、台町周辺でありますと賑やかさや派手な雰囲気を求める人が行くような場所との感覚している方が多いと思います。景観を求めて板で囲ったりして地味になれば、賑やかさが奪われていく可能性もあるのではないかと危惧しています。

それから、夜の賑やかさの電飾とかイルミネーションのことが話しにならなかったのか気になりました。

飲食店街の賑やかさを求めている所であれば、かなりの面で、自分の店は目立つように高彩度高彩度を使いたいとか、広告物の看板とかにもかなり影響していくのではないかと、その辺はどのようにやってきたのか気になる所です。

事務局

意見交換の中で同様の意見をいただいております。議案書の19ページに日和山周辺地区の基準があります。その中に※印で「持地院から日和山通りまでの通りに面し、営業用に使用する建築物に限り、高さ以外の基準を適用しないことが出来る」とする適用除外の項目を設けさせていただいております。また、商店街では、平成5年から7年の時に独自に商店街としての景観づくりを検討されておりまして、景観整備計画というものを策定済みであります。商店街としてこのような景観にしていこうと方針を定められておりますし、今回市の方では、景観として町屋や料亭に合うような基本的には落ち着いた和風の基準を設けさせていただきましたけれども、商店街に置かれましても一定程度それに配慮するような形で景観づくりをしていくという基準を定められておりますので、このエリアにつきましては、高さ以外の基準につきましては適用しないことができると定めさせていただいております。ただし、営業用店舗に限るということで、一般住宅については基準を適用させていただきますと考えております。

また、台町振興会におかれましては、元々、香梅咲や相馬樓であったり和風の建築物が多い所でありまして、石畳の整備をした経過もありますので、基本的にはこの基準で考えさせていただいております。

基本的に景観になるわけですが、色の部分は、日中の建物やまち歩きなどで見て分かる範囲での景観に関しての色への配慮になってくるものと考えています。夜間は、なかなか建物の色が認識できなくなりますので、その中で雰囲気として、委員から話しがあったように、賑わいであったり、装飾でそのような情緒が出ればいいのかと思います。そういう意味では商店街で街灯なども整備していただいておりますので、配慮いただいているものと考えております。

電飾看板につきましては、別途屋外広告物条例がありますので、その範囲以内で認められるものは認めていく方向で考えております。

委員

基本的には大変結構だと思います。飯豊町や大石田町では、メガソーラーの計画があって大変な状況になっています。今現在森林法上の林地開発というものは1ha以上になりますので、ギリギリで申請してくるところもあると思いますので、面積要件のところなど結構だと思います。

質問ですが、京田西工業団地の所でどんどん工場が建っているわけですが、工場関係の施設でも高さや面積要件によって届出対象になってくるのでしょうか

事務局

酒田市の場合は景観計画の区域を市内全域に定めておりますので、京田西工業団地につきましても10ページに記載している内容が適用されます。

委員

国又は県、市町村が、事業主体となる場合の開発行為等も対象となるのでしょうか。

事務局

それも全て対象にしております。

委員

十里塚地区で風力発電施設の計画がありますが、計画が実行される段階で届出の対象となると理解してよろしいのでしょうか。

事務局

風力発電の施設につきましても、届出の対象になります。

委員

「30日を超えて継続する高さ5m又は面積1,000㎡を超える屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」とありますが、工事用の残土なども対象となるのでしょうか。

事務局	工事用の残土でも、30日を越えて継続する場合は対象になります。
委員	先ほど、台町の話がありましたけれども、通り通りでひとくくりになっていますけれども、全部景観は違うと思います。台町の通り、相馬樓の通り、山王クラブの通りなど、その通り通りの統一性があると思うので、一緒くたに掛ける部分はあると思いますが、できれば通り通りで今お示しなったようなまちづくりで定めた話もありましたので、出来ればその資料も出していただければ参考になると思います。
事務局	本日準備しておりませんので、振興会で策定しました関係する部分の抜粋したところを後日送付したいと思います。
委員	届出対象行為とありますが、例えば高さ13m、面積1,000㎡を超えた時に届出を出して、これ以上のものは許可を出さないということですか。ただ、届出を出せばやっても良いということか。
事務局	届出対象行為につきましては、基本的には届出を出してもらいます。そして基準に適合するような指導や要請の対応をしていきます。それでも出来ない場合につきましては、高さや色彩に関しては、勧告、公表、変更命令の措置もできる制度となっておりますが、今までの経過の中で実際に実施したことはありません。
委員	これを超えるものに関しては、届出を出しても基本的には許可が出にくいのか。
事務局	説明が足りませんでした。 許可とは別になります。建築基準法の確認や土砂の採取など、様々な法律がありますが、そちらについては許認可となります。 景観法上では、それに対しての許可、不許可という判断はできません。あくまでも届出をしていただいて、こちらの基準に合う形での協力を要請していきます。 景観づくりというものは、強制するものでなく、市民や事業者や行政が協力して作っていくことが一番のテーマとなっておりますので、景観基準について説明、周知しながら、協力いただくように指導していく形になります。
委員	景観の形成基準は新しく建てたりする時などの基準になっているようですが、日和山周辺地区ということをお考えすると、かなり古い建物が古い雰囲気を醸し出して景観を担っている部分もあると思うんですけれども、それを維持していくことも大変なのだろうというお話も伺っています。こうした中で、ここが空き家になっていく、無くなってしまふ、そういったことも景観を維持していくうえであまり好ましくないといった時に、そのものを維持していく方向での景観的な保全というものは、この中ではどのようにお考えなのか。
事務局	今ご指摘いただきました空き家、空き地の問題もあるわけですが、それにつきましては、この検討の中で一番大きな課題として捉えております。ただ、その部分につきましては、景観だけでなく、防災上の面であるとか、様々な面で課題となっている部分であります。ワークショップや自治会等の意見交換や説明会の中でも、「大きな町屋づくりの建物が空き家になっているので、このままでは朽ちていくだけだ」という問題もあって、それに対してどのように考えているのかというご質問も受けております。そういうものを活用するためのソフトの施策として、街中の回遊のための拠点やコミュニティーの形成のために資するような活用ができるのかどうか。行政であるのか、民間でしていただけるのか、協働でやっていくのかも含めて、これからの課題であると考えております。ソフトについては、これから

検討させていただきたいと思います。

委員

これから高齢化も進んでいるということで、将来的にそこを継げるのかと言う問題もあるようです。そういった中で、支援措置の創設も概要の中にもありますので、そうした所をなるべくきれいにして保全できるような形も入れていただきたいと思います。

事務局

助成制度につきましては、この基準に合う改修、新築等を行なう場合につきましては、助成制度も適用させていただいております。日和山周辺地区につきましても、10月1日から対象とさせていただきたいと思います。

委員

助成に関してですが、景観を維持するために建築物に板材を使う、植栽をしますがありますが、特に板材を使った場合は定期的にメンテナンスが必要となりお金が掛かると思います。一度助成金をもらった後、10年後とかにメンテナンスできれいな状態に戻したい場合はもう一度助成していただくことは可能なのか。

事務局

現在実施している助成制度につきましては、新築や部分の補修についても適用としています。一度使った後に劣化を直す場合についても、使うことが可能であります。対応年数や状況を踏まえて判断をしていきたいと思います。

議長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。
それでは、当審議会として、諮問に対しての意見をまとめていきたいと思います。
都市計画審議会あるいは、本審議会の委員の皆様よりご質問や意見等がありましたので、それらを事務局で検討していただくことを踏まえて、本審議会としては本日の議題であります酒田市景観計画の変更について、原案の方針のとおり進めていくことでよろしいでしょうか。
(異議なし)
それでは、当審議会としては、原案の方針のとおり景観計画を変更することについて異議なしとして答申していきたいと思います。
なお、市長に対する答申につきましては、私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。
(異議なし)
それではそのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして審議を終了いたします。

5. その他

6. 閉会

午後2時20分 閉会